

## 「千葉県コンプライアンス基本指針」の改正について（素案）

- 官製談合防止法違反事件の再発防止策として、職員倫理に関する条例の策定、コンプライアンス推進における所属長の位置付け・役割の明確化が必要となったことから、千葉県コンプライアンス基本指針を改正します。
- なお、基本指針は、法令遵守や適正な経理処理、説明責任、個人情報の保護など、コンプライアンスに関し職員が常に意識すべき基本的事項を幅広く掲げ、職員に周知・徹底を図るものであることから、倫理条例制定後も存続させることとします。

| 現行   | 見直し方針  |   |
|--|--|---|
| <p>1 基本指針策定の趣旨</p> <p>2 7つの行動規範（括弧内は関係規定）</p> <p>① 法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止（地方公務員法、刑法等）</p> <p>② 適正な経理処理（財務規則）</p> <p>③ 説明責任（情報公開条例）</p> <p>④ <u>県民の疑惑を招く行為の禁止</u>（刑法） →</p> <p>⑤ 県民への誠実かつ公平・公正な対応</p> <p>⑥ 個人情報の保護（個人情報保護条例）</p> <p>⑦ 情報セキュリティ対策（情報セキュリティ基本方針等）</p> <p>3 コンプライアンス推進体制</p> <p>(1) コンプライアンス推進事業の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推進計画の策定（毎年度）</li> <li>○ 監察の実施</li> <li>○ コンプライアンス研修の充実</li> <li>○ 内部通報制度</li> </ul> <p>(2) コンプライアンス推進組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 千葉県コンプライアンス推進本部（本部長：知事） <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 推進チーム（各部局の次長で構成）</li> <li>→ <u>部局内推進グループ（次長・副課長・出先機関次長で構成）</u></li> </ul> </li> <li>○ <u>コンプライアンス委員会</u>（外部有識者の客観的かつ専門的な視点を活かす専門家会議） →</li> </ul> | <p>○ 倫理条例・倫理規則を踏まえた内容に改める。</p> <p>○ コンプライアンス推進事業の目的について、現在は、経理の適正化を主な目的としていることから、今後は、職員倫理や事務処理誤りの適正化等を加える。</p> <p>○ 部局内に、「部局内推進チーム（次長、各課長・出先機関長で構成）」を新設し、所属長の位置付け・役割を明確化する。なお、実務的役割は引き続き、「部局内推進グループ（各課副課長・出先機関次長で構成）」に担わせる。</p> <p>○ 附属機関としての位置付けに改める。</p> | <p>条例議決後</p> <p>30年8月</p> <p>30年8月</p> <p>条例議決後</p> |



| 改正   | 現行   |
|--|--|
| <p>1 基本指針制定の趣旨</p> <p>2 行動規範<br/>                     (1) 県職員として意識すべき「7つの行動規範」<br/>                     (2) 「7つの行動規範」における具体的取組</p> <p>3 コンプライアンス推進体制<br/>                     (1) コンプライアンス推進事業の取組<br/>                     ア 推進計画の策定 (平成 21 年度～)<br/>                     基本指針に基づき県のコンプライアンスの向上を着実に推進していくため、当該年度に実施する具体的な取り組みを盛り込んだ推進計画を策定し、実施する。<br/>                     イ チェックリストの作成・自己点検 (平成 22 年度～)<br/>                     各所属が法令に基づく事務事業の執行にあたっての法的課題を抽出し、法令違反を回避するための「予防法務」的視点を取り入れた簡潔なチェックリストを作成する。<br/>                     なお、チェックリストの作成にあたっては、担当職員の業務執行手順だけでなく、各所属における組織内部のチェック機能の十分な確保についても項目の対象とする。<br/>                     また、各所属は、作成したチェックリストを基に、適正な事務事業の執行が行われているか、自ら点検を行う。<br/>                     ウ 監察の実施<br/>                     (ア) 経理に関する特別監察 (平成 21 年度～)<br/>                     経理に関する特別監察については、平成 22 年度の全ての科目を対象に、その必要性や緊急性などを考慮し、どの科目や所属について調査すべきか検討した上で随時実施する。<br/>                     なお、具体的な調査内容 (科目、所属、時期等) については、コンプライアンス委員会に諮りながら決定していくが、抜き打ち調査の実施など全庁的に緊張感を 持たせるものとなるよう検討する。<br/>                     また、万が一、不適正な経理処理が発覚した場合には、過去に遡って徹底的に調査を行</p> | <p>1 基本指針制定の趣旨</p> <p>2 行動規範<br/>                     (1) 県職員として意識すべき「7つの行動規範」<br/>                     (2) 「7つの行動規範」における具体的取組</p> <p>3 コンプライアンス推進体制<br/>                     (1) コンプライアンス推進事業の取組<br/>                     ア 推進計画の策定 (平成 21 年度～)<br/>                     基本指針に基づき県のコンプライアンスの向上を着実に推進していくため、当該年度に実施する具体的な取り組みを盛り込んだ推進計画を策定し、実施する。<br/>                     イ チェックリストの作成・自己点検 (平成 22 年度～)<br/>                     各所属が法令に基づく事務事業の執行にあたっての法的課題を抽出し、法令違反を回避するための「予防法務」的視点を取り入れた簡潔なチェックリストを作成する。<br/>                     なお、チェックリストの作成にあたっては、担当職員の業務執行手順だけでなく、各所属における組織内部のチェック機能の十分な確保についても項目の対象とする。<br/>                     また、各所属は、作成したチェックリストを基に、適正な事務事業の執行が行われているか、自ら点検を行う。<br/>                     ウ 監察の実施<br/>                     (ア) 経理に関する特別監察 (平成 21 年度～)<br/>                     経理に関する特別監察については、平成 22 年度の全ての科目を対象に、その必要性や緊急性などを考慮し、どの科目や所属について調査すべきか検討した上で随時実施する。<br/>                     なお、具体的な調査内容 (科目、所属、時期等) については、コンプライアンス委員会に諮りながら決定していくが、抜き打ち調査の実施など全庁的に緊張感を 持たせるものとなるよう検討する。<br/>                     また、万が一、不適正な経理処理が発覚した場合には、過去に遡って徹底的に調査を行</p> |

う。

**(イ) コンプライアンス監察 (平成 23 年度～)**

毎年度、適正な事務事業の執行を確保するため、各所属で作成したチェックリストを  
基に、抽出によるコンプライアンス監察を随時実施する。

**(ウ) 職員倫理の保持や事務の適正執行の確保に係る監察 (平成 30 年度～)**

職員倫理の保持や事務の適正執行を確保するための各所属での取組内容やその実施状  
況について調査を行う。

**エ コンプライアンス研修の充実 (平成 21 年度～)**

広く職員にコンプライアンス意識を浸透させるため、新たに研修を実施するほか、職位  
別に実施している研修について、研修時間を拡大するとともに演習等の手法を取り入れる  
ことによりコンプライアンス研修の充実を図る。

また、物品契約・財務会計事務担当者研修の充実強化及び国庫補助事業に係る事務担当  
者研修を実施し、制度の正確な理解やコンプライアンスの徹底を図る。

**オ 内部通報制度 (平成 18 年度～) ※ 平成 21 年 11 月に外部調査員の増員等制度を拡充**

**(ア) 制度趣旨**

県庁では、事務事業における不祥事を未然に防止し、県民から信頼される公正な組織  
体制の確立を目指して、県職員による不正行為等に対する内部通報制度を要綱により定  
めている。

**(イ) 内部通報できる者**

内部通報及びこれに関連する相談 (以下「内部通報等」という。) をできる者は、制  
度の趣旨から、次に掲げる県職員及び県関連業務に従事する者に限られている。

なお、一般県民からの県業務に係る通報は、業務に対する情報提供として、従前どお  
り担当課又は広聴窓口において対応する。

- a 知事、各委員・委員会、各公営企業及び議会事務局の一般職の職員及び嘱託職員
- b 県が請負契約その他の契約を締結している事業に従事する者
- c 指定管理者が行う県の施設の管理業務に従事する者
- d 県を役務の提供先とする派遣労働者
- e 他の団体から県の各機関へ派遣等されている職員

う。

**(イ) コンプライアンス監察 (平成 23 年度～)**

毎年度、適正な事務事業の執行を確保するため、各所属で作成したチェックリストを  
基に、抽出によるコンプライアンス監察を随時実施する。

**エ コンプライアンス研修の充実 (平成 21 年度～)**

広く職員にコンプライアンス意識を浸透させるため、新たに研修を実施するほか、職位  
別に実施している研修について、研修時間を拡大するとともに演習等の手法を取り入れる  
ことによりコンプライアンス研修の充実を図る。

また、物品契約・財務会計事務担当者研修の充実強化及び国庫補助事業に係る事務担当  
者研修を実施し、制度の正確な理解やコンプライアンスの徹底を図る。

**オ 内部通報制度 (平成 18 年度～) ※ 平成 21 年 11 月に外部調査員の増員等制度を拡充**

**(ア) 制度趣旨**

県庁では、事務事業における不祥事を未然に防止し、県民から信頼される公正な組織  
体制の確立を目指して、県職員による不正行為等に対する内部通報制度を要綱により定  
めている。

**(イ) 内部通報できる者**

内部通報及びこれに関連する相談 (以下「内部通報等」という。) をできる者は、制  
度の趣旨から、次に掲げる県職員及び県関連業務に従事する者に限られている。

なお、一般県民からの県業務に係る通報は、業務に対する情報提供として、従前どお  
り担当課又は広聴窓口において対応する。

- a 知事、各委員・委員会、各公営企業及び議会事務局の一般職の職員及び嘱託職員
- b 県が請負契約その他の契約を締結している事業に従事する者
- c 指定管理者が行う県の施設の管理業務に従事する者
- d 県を役務の提供先とする派遣労働者
- e 他の団体から県の各機関へ派遣等されている職員

(ウ) 内部通報対象となる行為

内部通報対象となるのは、県の職員によって、次に掲げるいずれかの行為が行われている場合、又はまさに行われようとしている場合である。

- a 法律や条例等に違反する行為
- b 県民等の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為
- c 公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為

(エ) 内部通報手続

- a 内部通報者は、客観的事実に基づき、誠実に内部通報を行わなければならない。
- b 内部通報者は、通報窓口として、庁内の通報相談窓口（総務部行政改革推進課特別監察室又は教育庁教育総務課）と外部調査員（弁護士等法律専門家3名及び公認会計士1名の計4名）のどちらかを選択することができる。
- c 内部通報等は、庁内担当部署による調査実施上の必要から、原則として実名で行わなければならない。

ただし、匿名による通報であっても、客観的に事実を説明できる資料があるときは、内部通報を受け付ける。

また、外部調査員を通報窓口とした場合は、内部通報者の氏名・所属等は、外部調査員から庁内担当部署に対しては秘匿される。

- d 通報手段は、電話、FAX、電子メール、郵送、面談が用意されているが、通報窓口によって、通報者が選択できる通報手段が異なる。

【内部通報窓口一覧】

| 窓口区分      | 通報窓口              | 通報手段  |
|-----------|-------------------|---|
| 庁内の通報相談窓口 | 教育委員会に係る報告を除外する通報 | 総務部<br>行政改革推進課<br>特別監察室<br>公益通報担当<br>【電話】043-223-2678（直通）<br>【FAX】043-224-1055（※課の共用FAX）<br>【E-mail】tuuhou@mz.pref.chiba.lg.jp<br>【郵送】〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1<br>【面談】県庁本庁舎7階 |
|           | 教育委員会に係る報告        | 教育庁 教育総務課<br>人事班<br>公益通報担当<br>【電話】043-223-4142（直通）<br>【FAX】043-222-3469（※課の共用FAX）<br>【郵送】〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1<br>【面談】県庁中庁舎9階  |

(ウ) 内部通報対象となる行為

内部通報対象となるのは、県の職員によって、次に掲げるいずれかの行為が行われている場合、又はまさに行われようとしている場合である。

- a 法律や条例等に違反する行為
- b 県民等の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為
- c 公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為

(エ) 内部通報手続

- a 内部通報者は、客観的事実に基づき、誠実に内部通報を行わなければならない。
- b 内部通報者は、通報窓口として、庁内の通報相談窓口（総務部行政改革推進課特別監察室又は教育庁教育総務課）と外部調査員（弁護士3名及び公認会計士1名の計4名）のどちらかを選択することができる。
- c 内部通報等は、庁内担当部署による調査実施上の必要から、原則として実名で行わなければならない。

ただし、匿名による通報であっても、客観的に事実を説明できる資料があるときは、内部通報を受け付ける。

また、外部調査員を通報窓口とした場合は、内部通報者の氏名・所属等は、外部調査員から庁内担当部署に対しては秘匿される。

- d 通報手段は、電話、FAX、電子メール、郵送、面談が用意されているが、通報窓口によって、通報者が選択できる通報手段が異なる。

【内部通報窓口一覧】

| 窓口区分      | 通報窓口              | 通報手段  |
|-----------|-------------------|---|
| 庁内の通報相談窓口 | 教育委員会に係る報告を除外する通報 | 総務部<br>行政改革推進課<br>特別監察室<br>公益通報担当<br>【電話】043-223-2678（直通）<br>【FAX】043-224-1055（※課の共用FAX）<br>【E-mail】tuuhou@mz.pref.chiba.lg.jp<br>【郵送】〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1<br>【面談】県庁本庁舎7階 |
|           | 教育委員会に係る報告        | 教育庁 教育総務課<br>人事班<br>公益通報担当<br>【電話】043-223-4142（直通）<br>【FAX】043-222-3469（※課の共用FAX）<br>【郵送】〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1<br>【面談】県庁中庁舎9階  |

|       |                                 |  |
|-------|---------------------------------|--|
| 外部調査員 | 弁護士<br>真田 範行(さなだ のりゆき)          | 【E-mail】 n-sanada@sa-i-lo.jp<br>【郵送】 〒260-0013 千葉市中央区中央 3-10-6<br>北野京葉ビル8階 真田綜合法律事務所 |
|       | 弁護士<br>安田 博延(やすだ ひろのぶ)          | 【E-mail】 office@hrk-law.jp<br>【郵送】 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館6階 平河町法律事務所      |
|       | 公認会計士<br>若松 弘之(わかまつ ひろゆき)       | 【E-mail】 cpa.wakamatsu1@gmail.com  |
|       | 調停委員(元裁判官)<br>桐ヶ谷 敬三(きりがや けいぞう) | 【郵送】 〒263-0034 千葉市稲毛区稲毛 1-12-11-303  |

(注) 県職員及び県関連業務に従事する者以外は、内部通報制度の趣旨から、本制度に基づく内部通報を行うことはできない。(一般県民からの県業務に係る通報は、業務に対する情報提供として、担当課または広聴窓口で対応する。)

#### (オ) 内部通報に係る留意事項

- a 県職員は、自らの人事上の処遇、給与、勤務時間その他の勤務条件に係わる事項については、内部通報をすることはできない。
- b 内部通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正な目的で内部通報をしてはならない。
- c 内部通報者は、通報後に庁内担当部署が行う調査に協力しなければならない。なお、調査は、調査先等に内部通報者が特定されないように十分配慮して行われる。
- d 県の各機関の任命権者及び県職員が、内部通報者に対し、内部通報等をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことは要綱で禁止されており、内部通報者が、不利益な取扱いを受けたと思料するときは、通報相談窓口又は外部調査員にその旨を申し出ることができる。

#### (2) コンプライアンス推進組織

##### ア 千葉県コンプライアンス委員会議(平成21年11月27日設置)

千葉県庁のコンプライアンスを推進するにあたって、客観的かつ専門的な視点を活かすため、外部有識者により構成する組織。

##### (ア) 体制

会長及び委員：外部有識者4名(弁護士等法律専門家3名・公認会計士1名)

|       |                                 |  |
|-------|---------------------------------|--|
| 外部調査員 | 弁護士<br>真田 範行(さなだ のりゆき)          | 【E-mail】 n-sanada@sa-i-lo.jp<br>【郵送】 〒260-0013 千葉市中央区中央 3-10-6<br>北野京葉ビル8階 真田綜合法律事務所 |
|       | 弁護士<br>安田 博延(やすだ ひろのぶ)          | 【E-mail】 office@hrk-law.jp<br>【郵送】 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館6階 平河町法律事務所      |
|       | 公認会計士<br>若松 弘之(わかまつ ひろゆき)       | 【E-mail】 cpa.wakamatsu1@gmail.com  |
|       | 調停委員(元裁判官)<br>桐ヶ谷 敬三(きりがや けいぞう) | 【郵送】 〒263-0034 千葉市稲毛区稲毛 1-12-11-303  |

(注) 県職員及び県関連業務に従事する者以外は、内部通報制度の趣旨から、本制度に基づく内部通報を行うことはできない。(一般県民からの県業務に係る通報は、業務に対する情報提供として、担当課または広聴窓口で対応する。)

#### (オ) 内部通報に係る留意事項

- a 県職員は、自らの人事上の処遇、給与、勤務時間その他の勤務条件に係わる事項については、内部通報をすることはできない。
- b 内部通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正な目的で内部通報をしてはならない。
- c 内部通報者は、通報後に庁内担当部署が行う調査に協力しなければならない。なお、調査は、調査先等に内部通報者が特定されないように十分配慮して行われる。
- d 県の各機関の任命権者及び県職員が、内部通報者に対し、内部通報等をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことは要綱で禁止されており、内部通報者が、不利益な取扱いを受けたと思料するときは、通報相談窓口又は外部調査員にその旨を申し出ることができる。

#### (2) コンプライアンス推進組織

##### ア 千葉県コンプライアンス委員会議(平成21年11月27日設置)

千葉県庁のコンプライアンスを推進するにあたって、客観的かつ専門的な視点を活かすため、外部有識者により構成する組織。

##### (ア) 体制

会長及び委員：外部有識者4名(弁護士3名・公認会計士1名)

※ 各委員は、庁内の内部通報制度における外部調査員（通報相談窓口）を兼ねる。

**(イ) 所掌事務**

- a 公益通報（内部通報）事案への対応の検証及び助言、並びに通報相談
  - b コンプライアンス基本指針及びコンプライアンス推進計画策定にあたっての助言、並びに推進計画の実施状況の検証及び評価
  - c 各所属が作成するチェックリストの内容に関する検証及び修正の助言
  - d 監察（経理に関する特別監察及びコンプライアンス監察）の実施方法及び結果の検証、並びに是正措置及び再発防止策の助言
  - e その他コンプライアンスの推進に関すること
- ※ 所掌事務については、段階的に実施する。

**イ 千葉県コンプライアンス推進本部（平成21年11月27日設置）**

コンプライアンス委員会議の助言等を受けながら、県庁のコンプライアンスの徹底を全庁を挙げて取り組むため設置する、知事直轄のコンプライアンス推進組織。

**(ア) 体制**

**a 推進本部**

本部長：知事，副本部長：両副知事，本部員：各部局長等

**b チームリーダー会議**

構成員：各部局等内推進チームリーダー（会議議長：総務部リーダー）

**c 各部局等内推進チーム**

チームリーダー：次長等，サブリーダー：主管課長、チーム員：所属長

**d 各部局等内推進グループ**

グループリーダー：主管課副課長、グループ員：副課長・出先機関次長等

**(イ) 所掌事務**

**a 経理問題関係**

- (a) 不適正経理再発防止策の立案、実行、評価及び進行管理
- (b) 経理調査全般に係る進行管理

**b コンプライアンス全般（経理問題関係を除く）**

- (a) 法令違反事案が発生した場合の対応
- (b) 公益通報（内部、外部）があった場合の対応
- (c) その他コンプライアンスの推進に関すること

※ 各委員は、庁内の内部通報制度における外部調査員（通報相談窓口）を兼ねる。

**(イ) 所掌事務**

- a 公益通報（内部通報）事案への対応の検証及び助言、並びに通報相談
  - b コンプライアンス基本指針及びコンプライアンス推進計画策定にあたっての助言、並びに推進計画の実施状況の検証及び評価
  - c 各所属が作成するチェックリストの内容に関する検証及び修正の助言
  - d 監察（経理に関する特別監察及びコンプライアンス監察）の実施方法及び結果の検証、並びに是正措置及び再発防止策の助言
  - e その他コンプライアンスの推進に関すること
- ※ 所掌事務については、段階的に実施する。

**イ 千葉県コンプライアンス推進本部（平成21年11月27日設置）**

コンプライアンス委員会議の助言等を受けながら、県庁のコンプライアンスの徹底を全庁を挙げて取り組むため設置する、知事直轄のコンプライアンス推進組織。

**(ア) 体制**

**a 推進本部**

本部長：知事，副本部長：両副知事，本部員：各部局長等

**b 推進チーム（実働部隊）**

チームリーダー：総務部次長，チーム員：各部局次長等

※ 各部局等内に別途次長等をリーダーとする推進グループを設置

**(イ) 所掌事務**

**a 経理問題関係**

- (a) 不適正経理再発防止策の立案、実行、評価及び進行管理
- (b) 経理調査全般に係る進行管理

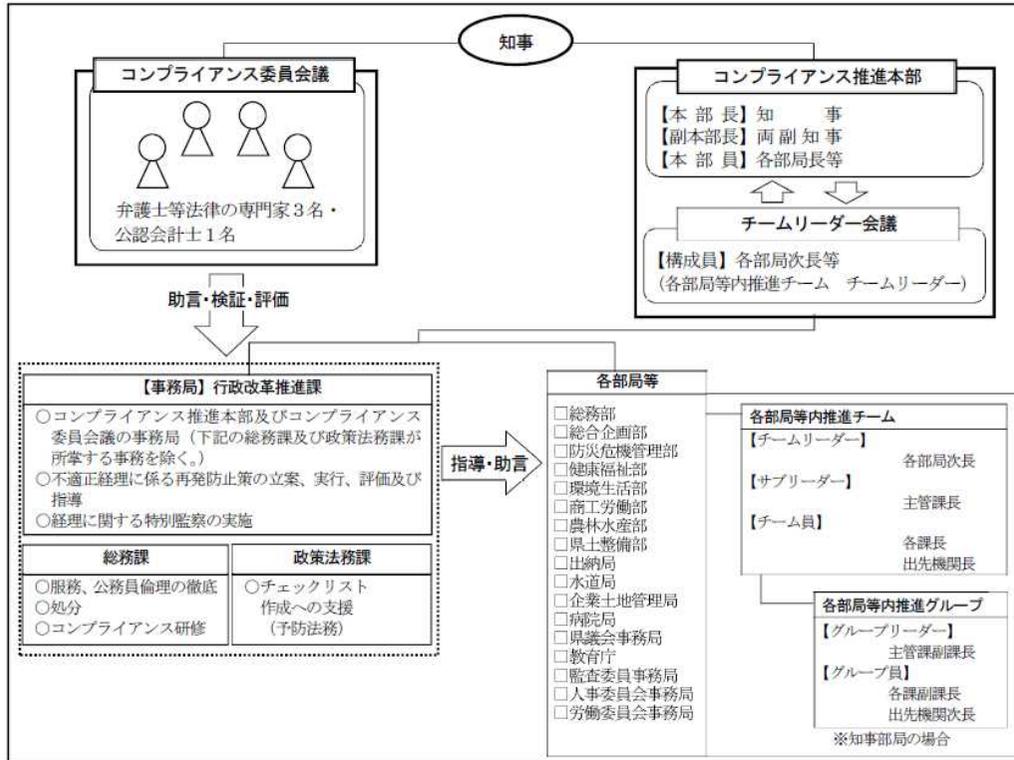
**b コンプライアンス全般（経理問題関係を除く）**

- (a) 法令違反事案が発生した場合の対応
- (b) 公益通報（内部、外部）があった場合の対応
- (c) その他コンプライアンスの推進に関すること

c その他

他都道府県及び国等において、法令遵守違反事件が発生した場合の報告及び本県における対応

【推進組織の全体像】



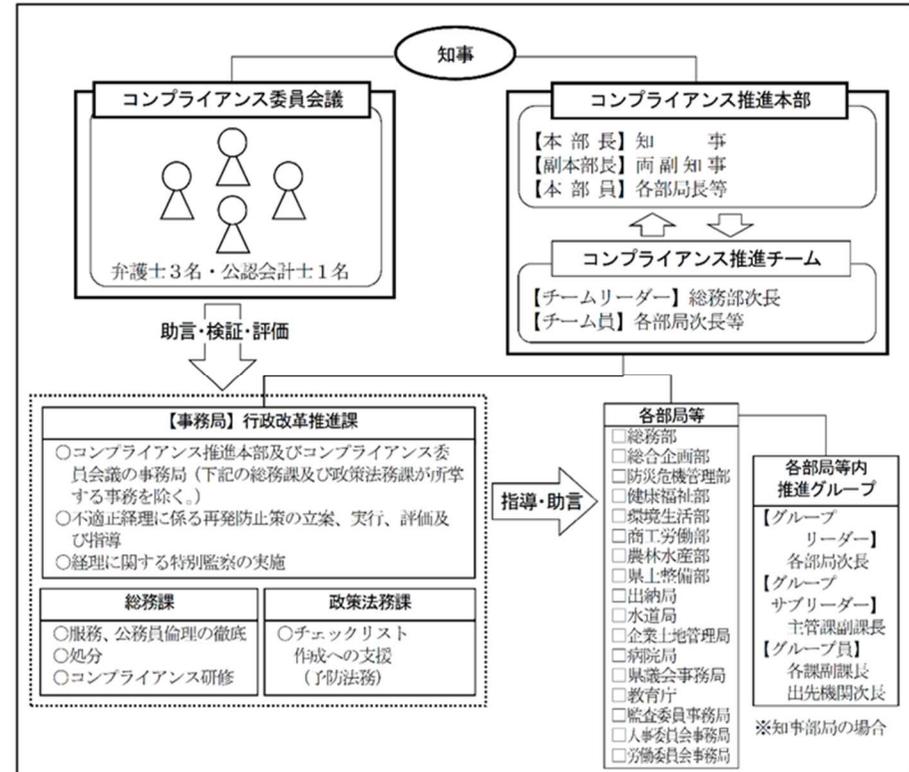
(基本指針制定・改訂履歴)

- 平成 22 年 3 月 30 日 基本指針を千葉県コンプライアンス推進本部で決定
- 平成 22 年 4 月 1 日 「千葉県コンプライアンス推進本部設置要綱」の改正 (本部員の他任命権者等への拡大) に基づく改訂
- 平成 23 年 4 月 1 日 組織改編に伴う改訂
- 平成 24 年 4 月 1 日 組織改編に伴う改訂
- 平成 25 年 5 月 1 日 関係規定の追補及び外部調査員交代に伴う改訂
- 平成 26 年 4 月 1 日 「千葉県コンプライアンス委員会設置要綱」の改正 (要綱名称等の変更) 等に基づく改訂

c その他

他都道府県及び国等において、法令遵守違反事件が発生した場合の報告及び本県における対応

【推進組織の全体像】



(基本指針制定・改訂履歴)

- 平成 22 年 3 月 30 日 基本指針を千葉県コンプライアンス推進本部で決定
- 平成 22 年 4 月 1 日 「千葉県コンプライアンス推進本部設置要綱」の改正 (本部員の他任命権者等への拡大) に基づく改訂
- 平成 23 年 4 月 1 日 組織改編に伴う改訂
- 平成 24 年 4 月 1 日 組織改編に伴う改訂
- 平成 25 年 5 月 1 日 関係規定の追補及び外部調査員交代に伴う改訂
- 平成 26 年 4 月 1 日 「千葉県コンプライアンス委員会設置要綱」の改正 (要綱名称等の変更) 等に基づく改訂

- ・平成28年4月1日 組織改編に伴う改訂
- ・平成29年1月23日 外部調査員連絡先変更に伴う改訂
- ・平成30年4月1日 外部調査員退任に伴う変更
- ・平成30年5月1日 外部調査員就任に伴う変更
- ・平成30年8月xx日 コンプライアンス推進組織の変更に伴う改訂

- ・平成28年4月1日 組織改編に伴う改訂
- ・平成29年1月23日 外部調査員連絡先変更に伴う改訂
- ・平成30年4月1日 外部調査員退任に伴う変更
- ・平成30年5月1日 外部調査員就任に伴う変更